

○森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業Q&A

No.	事項	質問	回答
1	事業概要	補助事業ではないのですか。	この事業は、補助事業ではありません。 公募による企画提案の中から、国の事業として実施する課題を採択し、委託費を支出して行うものです。
2	事業概要	事業化のための設備投資や調査費等は対象となるのですか。	対象とはなりません。本事業では既存の研究成果や技術開発成果を要素技術として活用した製造システムの技術実証設備の整備費、実証費を対象としており、事業化のための経費は対象とはなりません。
3	事業概要	技術実証期間が3年以下でも構いませんか。	本事業は、5年間を想定していますが、5年未満で製造システムの構築が見込める場合は、5年未満の計画でも構いません。
4	事業概要	委託費の額はどの程度ですか。また、2年目以降の額はどの程度ですか。	事業規模としては、(1)大規模低コスト型は7～8億円、(2)高付加価値型及び(3)小規模分散型は1～2億円を想定しています。 2年目以降については、企画提案の内容を勘案して委託します。
5	対象分野	公募の対象となる技術分野は何ですか。	既に実用化、商用化されていない手法による、新しい製造技術が対象となります。実用化段階にある、直接燃焼、ペレット製造機械等の改良等は対象となりません。
6	対象分野	対象課題の(1)大規模低コスト型(2)高付加価値型(3)小規模分散型では何が異なりますか。	各課題ごとの特徴は次のとおりです。 (1)大規模低コスト型 汎用性の高い大量生産を想定したもので、安価で製造できること、安定的に生産できること、原料からの生産効率が良いこと等が求められます。 (2)高付加価値型 高品質で高機能な工業用材料などの市場価値の高い木質由来製品の生産を想定したもので、製品の活用性が重視されます。 (3)小規模分散型 原料調達先に近い山間部や地域で活用できる製造システムを目指すもので、機動性の高さ、操作のしやすさ、活用のしやすさ等が求められます。
7	対象分野	応募を予定している内容が複数の対象課題に該当するのですが。	同じ提案内容を、複数の対象課題に応募することはできませんので、最もふさわしいと思われる課題を選んで提出してください。
8	対象分野	実証に使う材料は木質なら何でも構いませんか。また、果樹等の剪定枝、広葉樹、樹種別等、原料の制限はありますか。	本事業における製造システムは、スギ、ヒノキ等を主体とする、林地残材や間伐材等の活用を想定しているため、それらを主体とした製造システムにつながるものとしての実証を計画してください。実証のための原料の調達方法や形態、樹種等については限定いたしません。 ただし、古紙、建築廃材等は対象外とします。
9	提出書類	応募資格として何が必要ですか。	応募要領第4に応募資格について記載しています。応募には、平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格の「役務の提供等」又は「物品の製造」が必要となります。現在資格のない応募者は応募提出締切日までに取得ください。資格の取得に係る情報については統一資格審査申請受付サイトを参照ください。
10	提出書類	様式等を変更してもよいですか。	適宜様式等を変更しても構いません。ただし、必要記載事項については網羅してください。
11	提出書類	インターネット又は電子メールで提出できますか。	電子メール等での提案書の受付は行っておりません。提案書は必要書類を揃え、必要部数を郵送又は持参でご提出ください。
12	提出書類	提案書を郵送した場合、締切当日の消印は有効ですか。	締切当日必着です。期限までに到着しなかった場合は、無効のため、不受理とさせていただきます。
13	提出書類	提出した書類の取扱いはどうなりますか。	提出された全ての書類は本事業の審査等の手続以外には使用しないこととし、原則非公開とします。ただし、採択者については、事業者名、事業の概要等を公開いたします。
14	提出書類	提出書類等に関して不明な点がある場合は問い合わせてもよいですか。	提出期限までの間、書類等の形式確認、事業の説明、応募対象等のお問い合わせに随時対応いたしますので、問合せ先までご連絡ください。

15	審査・採択	審査、採択はどのように行われますか。	企画提案会において説明を行っていただきます。審査は、外部の審査委員により行われ、技術的観点と事業実施の観点から採点の上、各課題毎に最上位のものから契約候補者として林野庁長官に推薦します。
16	審査・採択	審査において重要視されることはどのようなことですか。	応募要領に記載されている選定にあたっての観点及び審査項目をご覧ください。
17	審査・採択	どのような方が審査委員となりますか。	化学、工学の技術的知見及び経済、産業的知見を有する外部の専門家から6人を選定します。林野庁在職経験者は任命しません。 審査委員名簿については、審査終了まで非公開とします。
18	審査・採択	審査結果はいつ頃わかりますか。また、不採択の場合にも通知されますか。	審査結果について、選定の可否を問わず、契約候補者決定後速やかに全ての応募者に通知します。
19	審査・採択	採択件数は何件の予定ですか。	(1)大規模低コスト型は1件、(2)高付加価値型及び(3)小規模分散型は各1件以上、全体で12億円の限度額に達するまで各対象の最上位のものから契約候補者として選定します。
20	審査・採択	不採択の理由は教えてもらえますか。	応募者が自己の提案に関する評価や不採択理由について要求した場合は、お知らせすることができます。
21	プラント建設	建設地の取得費用は委託費に含まれますか。	土地の購入費用は対象といたしません。土地を他から借りる場合には、土地使用料(土地借料)を支出することができます。応募者自らが所有する土地を使用する場合も、使用料を委託費から支出することができます。
22	プラント建設	建設地について、複数の候補地をあげてもよいですか。	土地の候補地が決定していない場合、複数の箇所を提案することも可能です。その場合、優先順位とそれぞれの選定理由、見込み等を掲載してください。
23	実行	初年度は、何を実施すればよいですか。	初年度は、実証施設等の設置及び実証施設における技術実証又は研究室等で行う導入技術等の開発・改良等を実施してください。
24	実行	採択されたら、次年度以降も継続して事業を行えますか。	本事業は単年度事業ですので、毎年度公募を行います。契約は単年度毎の締結となります。
25	実行	再委託はできますか。	再委託を行う合理的な理由、再委託の相手方がその業務を行う能力、その他必要と認められる事項を審査し、やむを得ないと認められる場合に再委託の承認をすることができますので、これらの点を踏まえて計画してください。
26	実行	委託費の対象とならない費用は何ですか。	対象経費は、製造システムの実証機材及び施設等の整備等にかかる経費、製造システム実証に係る経費、再委託費等です。 伐採・収集・運搬に関する実証や燃料製造・走行実証等は含まれません。
27	実行	光熱費、水道代等は対象となりますか。	本事業の実施に必要と認められるものについては支出が可能です。
28	実行	委託費の支払はどのようになっていますか。	委託事業の終了後、提出いただいた実績報告書に基づき検査を行い、実施内容が適正と認められた場合は委託額を確定して支払を行います。 なお、事業途中で必要と認められた場合は、概算払いの請求を行うことができます。
29	実行	委託事業で取得した物品、財産等の取扱いはどうなりますか。	本事業より取得した物品、財産等は国の所有となります。委託期間中は適正に管理していただき、事業終了後については別途、国への引き渡しの可否等についてお知らせします。
30	実行	事業において製造された物品等の取扱いはどうなりますか。	製造された製品は国の所有物となります。その活用又は処分については、別途指示します。
31	権利	特許、ノウハウは誰のものになりますか。	事業において取得した諸権利は、国の帰属となります。 ただし、受託者が既に所有している要素技術等の権利は侵害されません。

○森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業Q&A(説明会当日質疑分)

No.	事項	質問	回答
1	提出書類	複数の機関による企画提案は可能ですか。	複数の機関が共同で実施する場合は、主体となる機関が企画提案書の提出を行ってください。契約は、主体となる機関と林野庁の間で締結します。
2	提出書類	事業規模を超えた金額で企画提案はできますか。	可能ですが、限られた予算を有効に用いて優良な提案を採択するため、同程度に優良な提案があった場合には、提案された額も採択にあたっての審査の対象となります。
3	提出書類	企画提案書の見積は、どの程度まで必要ですか。	委託額の適正な支出等のため、明確で根拠のある見積を作成してください。
4	提出書類	収集・運搬は対象外とのことですが、原料費に含まれる運搬コストは原料費とみてよいですか。	原料費に内包されている運搬費については原料費として扱って構いません。なお、原料の収集・運搬に係る技術開発や実証はこの事業の対象になりません。
5	実行	初年度はプラントでの実証試験や実験室での基礎研究も実施すべきですか。	平成20年度においては、実証施設の設置及び技術実証(プラントにおける技術実証や、システムに導入する技術に関する技術開発及び実証等)の両方を行ってください。
6	実行	概算払いについて、どの時期にどの程度の額が支払われるのですか。	概算払請求書における支出計画等に基づき四半期毎の進捗状況を勘案しながら、必要があると認められたときに、必要額を審査し、適性と認められた額について支払います。
7	実行	派遣等により人を雇用した場合の賃金も再委託になりますか。	研究員や臨時職員等を賃金をもって雇用する場合は、再委託ではなく人件費(賃金) 扱いとなります。
8	権利	提案時にまだ権利化されていない知的財産や、事業において改良された技術に関する新しい権利はどうなりますか。	既に所有している権利については、林野庁はこれを侵害しません。事業において新たに発生したものについては、林野庁の所有となります。
9	権利	知的財産について、国が所有した後、どのように活用されますか。	現時点でのイメージでは、森林資源の有効活用を進め、森林整備の推進につなげることを目指し、製造システムを広く普及させていくような知的財産の取扱いを想定しています。